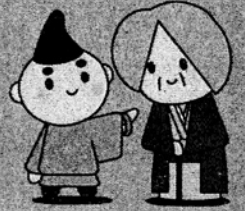


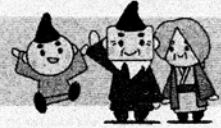
地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど、料理や掃除がづらくなってきた…

そんな方々を
サポートする仕事です

訪問型サービスA



介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々（要支援1・2）の日常生活をサポートする仕事です。

○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、自立した日常生活を行えるよう、主に買い物、洗濯、掃除、料理などをサポートします。

○必要な資格

茅ヶ崎市が開催する「生活援助員研修」の修了者等

生活援助員として働きたい方は・・・

生活援助員研修

日程：【第1回】令和5年10月14日(土) 9:30-17:00
15日(日) 9:30-12:30

【第2回】令和5年12月16日(土) 9:30-17:00
17日(日) 9:30-12:30

- ・茅ヶ崎市役所 分庁舎 会議室
- ・受講料 無料
- ・16歳以上対象。各回30名程度



生活援助員のしごと

料理、洗濯、掃除、買い物
のお手伝い
その他日常生活のサポート
etc...

管理者として働きたい方向けの研修も開催します

担い手研修

日程：令和5年12月17日（日） 13:30-17:10

- ・申し込みは別途行います。
- ・対象者：生活援助員研修の修了者で希望される方



管理者のしごと

- ・事業運営
- ・介護報酬の請求管理
- ・従業員のシフト管理
- ・個人情報の管理 etc...

申込方法等は裏面をご覧ください。

茅ヶ崎市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、比較的介護度が軽度な方々（要支援1・2）を対象に「身体介護を含まない生活支援サービス（訪問型サービスA）」や「緩和された基準によるデイサービス（通所型サービスA）」を実施しています。

「生活援助員研修」の修了者は、ホームヘルパー2級取得者及び介護職員初任者研修修了者でなくとも、「訪問型サービスA」に生活援助員として従事することができるようになります。

※研修期間中に、実際に介護の現場で働く方々の声を聴く機会を設けます。

受講申込書

生活援助員研修（各回30名程度）

対象：訪問型サービスA事業所で生活援助員として働きたい方（16歳以上）

第1回 日時：令和5年 10月14日（土）9:30-17:00
10月15日（日）9:30-12:30

提出期限：令和5年8月31日まで

第2回 日時：令和5年 12月16日（土）9:30-17:00
12月17日（日）9:30-12:30

提出期限：令和5年10月31日まで

※第1回及び第2回の研修内容は同じです。

※希望する開催日のどちらかを選んでください。

※受講を申し込まれる方のお名前等をご記入ください。なお、本研修修了者には、修了証を交付しますので、正確に記入してください。

希望受講日 (○をしてください)		第1回		第2回	
ふりがな		住所	〒 -		
名前		生年月日	年	月	日生
				連絡先	

【申込み・問い合わせ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 FAX 050-5837-1484 E-mail info@chigasaki-kaigo.com



※必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、ご提出ください。申込み締め切り後に受講決定者（定員を超えた場合は、抽選により決定した受講決定者）に受講決定通知及び受講に関する案内をお送りいたします。なお、本申込書は市HP及び当協議会HPからダウンロードできます。

※受講決定通知については、第1回分を9月中旬頃、第2回分を11月中旬頃を目途にお送りいたします。